

一九六八年五月六月のフランス労働者一〇〇〇万のゼネストは、ドゴール個人権力体制に依拠するフランス独占資本の支配を根底からゆるがした。

一般に独占資本主義国では、そしてとりわけ現在のように国家独占資本主義体制が強化された状況の下では、労働運動の内部に労資協調主義的勢力を育成し、労働運動を分裂させるためのさまざまな手段が講じられ、それが一定の効果をあげるものである。そこから、高度に発達した資本主義国の「成熟した」労働運動は、階級闘争主義を「克服」し、必然的に労資協調主義へと向う、といった神話もつくりだされた。だが、フランスのゼネストは、独占資本のつくりだす労働運動の右翼化傾向が事物の発展の主要側面ではないこと、国家独占資本主義の発展のもとで労働者階級の階級的強化は必然的に促進され、その闘争が発展すること——これが事物の発展の主要な側面であることを、まざまざとしめした。それは国家独占資本主義体制の下で、労働者階級のあいだにどのような不満が蓄積され、どのような闘争が準備されるか、経済要求がどのようにして政治要求と結びつき、労働者と人民の統一闘争を必然化するかを、明瞭にしめした。

フランス労働者は経済闘争と政治闘争を結合してたたかうことによって、大きな成果をあげた。統一戦線の結成が十分にすすまなかったために、ドゴール体制を打倒することはできなかったが、賃金、社会保障、組合の権利など広範な要求をかちとるとともに、ドゴール打倒のたたかいへとふたたびすすむための地歩をかためたのである。

現在、一九七〇年を目前にひかえて春闘にたちあがりつつあるわが国労働者は、そこにしめされた幾つかの弱点をふくめて、フランス労働者のたたかいの経験からさまざまな教訓をひきだすことができるにちがいない。

ここに紹介するのは、一九六八年五月六月のフランス労働者のゼネスト闘争の記録である。編集には中林賢二郎、井出洋、小森良夫、坂本満枝の四名があたり、次のように作業を分担した。

「一九六八年五・六月ゼネストとフランス労働運動」は上記四名の討論をもとに中林が執筆した。六八年のゼネスト闘争を理解するための前提として、フランス労働組合の組織形態、組織の民主的運営、組合の権利闘争、六八年の闘争にいたるまでのおおよその経過、要求と成果、経済闘争と政治闘争の関連などについて、解説している。

「闘争日誌」。これはいわば本文にあたる部分で、フランス労働総同盟の編集にかかわる、六八年五・六月のゼネスト闘争そのものの記録ならびに関連資料である。総同盟機関誌『ル・プール』の特別号として発表されたものを坂本が翻訳し、読者の便を考慮して井出がたたかいの経過を四段階に区分するとともに、それぞれの時期の概要を付し、小見出しをつけた。なお、右の記録が六月一二日でおわっているので、その後もつづいた金属産業とくに自動車産業のストライキの経過について小森が解説をつけた。

「ゼネスト後のフランス労働者階級のたたかい」。これは総同盟の機関誌その他によってゼネスト以後の経過を小森が補足したものである。ゼネスト後におこなわれた選挙とその結果、新しい情勢下でのたたかいの発展などについて述べている。

以上のべたところで気付かれたことと思うが、編集は、全体としてできるだけゼネスト闘争に関する客観的資料を提供するよう心掛けたつもりである。記録である以上けっして読みにくいものとは思わないが、読者自身でこの中から多くの教訓をひきだされることを、願う次第である。

一九六九年二月

編 者

目次

はしがき

一九六八年五・六月ゼネストとフランス労働運動	中林賢二郎	15
------------------------	-------	----

I ドゴール体制とフランス労働者階級の状態	16
-----------------------	----

フランスの栄光と独占資本の利益——労働者の生活と諸権利にたいする攻撃

II 労働者の闘争経験の蓄積と統一行動の発展	22
------------------------	----

動揺なき一貫したたたかい——アルジェリア反戦のたたかいと統一行動——統一行動の前進

III 要求と五・六月闘争の成果	28
------------------	----

社会保険被保険者負担の引下げ——大幅賃上げ——労働時間短縮と退職年金受給年齢の引下げ——失業と雇用の保障——職場における組合活動の自由——統一戦線と民主連合政府の問題——ストライキ中の賃金の保障

IV フランス労働組合の組織形態と企業内における組合活動の権利	33
---------------------------------	----

四つの労働組合中央組織——労働組合組織の特徴——企業内における組合活動の権利——獲得された権利

V 組合の民主主義的組織運営	41
----------------	----

VI 職場を基礎にした統一行動——統一行動委員会	46
--------------------------	----

Ⅶ	極左冒險主義の危険	50
---	-----------	----

Ⅷ	政治闘争と経済闘争の結合	54
---	--------------	----

政治闘争とフランス労働総同盟——経済闘争と政治闘争の結合——六八年五、六月の経過と政治闘争——選挙の結果の意味するもの——今後のたたかいの展望

I	闘争日誌（五月一日～五月十三日）〈概要〉	65
---	----------------------	----

五月一日	一四年ぶりのメーデーのデモ、民主労働者連合は統一を拒否	67
------	-----------------------------	----

五月二日	四週間の年次休暇の法制化、国民議會を通過	68
------	----------------------	----

五月三日	ナンテールで学園封鎖、学生の抗議に警官隊の暴圧	70
------	-------------------------	----

五月四日	労働者の経済闘争も拡大する	71
------	---------------	----

五月五日	高等学校教員組合、学生弾圧に抗議	71
------	------------------	----

五月六日	パリ地区労など学生への弾圧に抗議、極左分子を批判	72
------	--------------------------	----

五月七日	大学問題についてのセギー書記長の声明	74
------	--------------------	----

一九六八年五・六月ゼネストと フランス労働運動

中 林 賢 二 郎

一九六八年五〇六月、フランス労働者一〇〇〇万は約一ヵ月にわたってゼネスト闘争をおこない、ドゴール個人権力体制に依拠するフランス独占資本の支配を、根底からゆさぶった。

かつてフランスの労働者階級と労働組合に多大の成果をかちとらせた、一九三六年の人民戦線下の大ゼネスト闘争でさえ、参加人員は四〇〇万であった。六八年五〇六月の工場占拠をとまなうゼネストには、その二・五倍にもおよぶ労働者、フランスの全労働者の半数以上が参加した。この国のすべての労働組合中央組織がすべてストライキを呼びかけ、鉄鋼、非鉄金属、機械、自動車、化学、建設、繊維、地下鉄、バス、電信電話、電気、ガス、水道、教育、銀行、公務など、あらゆる部門で労働者、従業員は仕事をやめ、工場や仕事を占拠した。ストライキには、多数の未組織労働者も参加した。

経済要求をかかげて開始された闘争はたちまちドゴール個人権力体制にその鉾先をむけ、政治的な闘争へと発展

した。そして労働者は長期間にわたって広範かつはげしい闘争を展開することによって、一九三六年のそれにもおとらない成果をかちとった。

この闘争は、高度に発達した資本主義諸国の、いわゆる国家独占資本主義体制のもとで、現在、労働者階級のうちにどのような闘争力がたくわえられているかを、まざまざとめしめた。

「現代資本主義はその性格を根本的に変えた」、「マルクスのとなえた階級闘争の理論はもはや現代資本主義のもとでは通用しない」、「高度に発達した資本主義国では、労働者階級は中間階級化する」、「成熟した労働運動は階級闘争主義を克服し、階級協調主義に向かう」といった、支階層と右翼社会民主主義の理論家たちがふりまいた幻想は、この闘争でいっきに吹きとばされてしまった。

I ドゴール体制とフランス労働者階級の状態

フランス労働者階級にこの闘争をたたかわせる客観的条件をつくりだしたものは、一九五八年に登場していらしい一〇年間つづいたドゴール体制と、それによってもたらされたフランス労働者階級の労働と生活の諸条件の悪化である。闘争そのものを理解するためにも、この一〇年間にフランスでどういうことがおこったか、フランス労働者の生活がどうなったかを、ここで歴史的にふりかえてみよう。

フランスの栄光と独占資本の利益　ドゴール体制がうまれた一九五八年という年は、アルジェリア問題をめぐってフランスに政治的危機がうまれた年である。それまでアルジェリアの民族解放戦線にたいして武力弾圧をつづ

けてきたフランス帝国主義者も、この年には、ついに大勢としてその独立を承認せざるをえない立場においこまれていた。ところが、アルジェリア在住のフランス植民地主義者と軍は、あくまで独立をみとめさせまいとして、五年五月に反乱をおこしたものであった。

ドゴールは、こうして生まれたフランスの政治的危機を背景にして、政界に再登場した。それまで政界を引退し、「隠遁」生活をつづけてきた彼は、このとき、反乱者たちの要求にこたえて、にわかに政界に復帰し、この危機に際して政権を担当する用意があるむねを、声明したのである。ドゴールは、アルジェリア問題をめぐって分裂した国論を統一し、「フランスの栄光」をとりもどさなければならぬ、と強調した。こうして彼は、階級対立を「超越」して「国の栄光」のためにたちあがった「国民的英雄」であるかのようなポーズをとった。しかも、第二次大戦中に、ナチ・ドイツに屈したペタン派に属さず、イギリスに亡命して抗戦をつづけ、フランスに解放をもたらしたという、彼のかつての経歴が、このポーズにある種の真実味をくわえた。

階級的立場を堅持できない、動搖的な中間派勢力は、ドゴールがつくりだしたこの幻影にひきつけられた。反乱陰謀家たちの要求に応じながら、右は独占資本に直接むすびつく右派勢力から左は社会党までもふくむ、広範な支持をとりつけて、ドゴール内閣が誕生した。社会党はこの内閣に書記長ギ・モレを入閣させることさえした。政権をとったドゴールは、ただちに憲法改正を要求し、その年の九月、国民投票をおこなって、その目的を果たした。こうして彼は、議会の権限をいちじるしく縮小し、すべての権限を大統領に集中する、個人権力体制を実現して、みずから大統領に就任した。フランス第四共和国憲法は、第二次大戦中における反ファシズム・民族解放闘争の勝利を背景にして制定され、民主的性格の強いものであったが、新憲法によってこれが否定され、ドゴール個人権力体制がうちたてられたのである。

労働者の生活と諸権利にたいする攻撃

ドゴールは、「国論の統一」、「フランスの栄光」の担い手であるかのようなポーズをとることによって、その個人権力体制を樹立することに成功した。しかし、彼はほんとうに階級対立を超越しての国論の統一者であり、「フランスの栄光」のまもり手だったのだろうか。事實は、そうでなかった。それどころか、彼はフランス独占資本の利益の代表者、そのまもり手であり、おそらくは、独占資本主義体制を維持するための、フランスにおける最後の切り札であった。

ものごとの表面だけをみていれば、一九五八年にはアルジェリアにおける極反動派の反乱によって、国論が分裂をふかめていったかのように見えたらう。だが、実際には、このときは、アルジェリア人民の不屈の解放闘争と、フランス国内でたかまりつつあった労働者階級と人民のこれを支持する闘争におされて、フランス独占資本の勢力のうちの主流派は、アルジェリア独立の承認をやむなしとする方向へ傾きつつあった。それまでの数年間にみられた、アルジェリア戦争継続か、アルジェリア独立承認かに二分していた国論は、ついに独立承認の方向に統一されつつあったというのが事実である。五八年にアルジェリアの植民地主義者と軍部の反乱によって表面化したのは、国論の分裂ではなくて、実は、独占資本と軍部の反動的支配層内における分裂であった。そしてドゴールが救おうとしたのは、「フランスの栄光」ではなくて、この反動勢力内の分裂によって危機におちいった独占資本主義の支配体制だった。

ドゴール個人権力が、こうした目的をもって登場したからには、その施策のおもむくところはあきらかであった。事實、この権力の本質をむきだしにした政策をつぎつぎにうちだしていった。

といっても、「フランスの栄光」を金科玉条とするデマゴギー的ジュエスチュアを、ドゴールはそのごもすてはしなかった。労働者と人民に犠牲をしいるうえにも、こうした身振りはドゴールにつきものであった。ここから、

彼は、七年間つづいて、もはやそのほかにはどうすることもできなくなったアルジェリア戦争をついに終結し、アルジェリア独立承認へとふみ切った。独自の核武装の推進とひきかえに、NATOの多角的核武装に反対してその軍事機構から離脱してみせた。中国を承認し、ヨーロッパではオーデル・ナイセの国境を承認するなど、社会主義陣営にたいして弾力性のある政策を打ちだしてみせもした。また最近になると、ジョンソン米大統領のベトナム政策を批判し「インドシナ」中立化を提唱してみせたり、ドル危機解決へ非協力の態度をとるなど、アメリカ帝国主義に挑戦して、フランス帝国主義の地位をたかめようと努力してみせた。だが、このような、おおむこの喝采を計算しての、一見ドラマチックな政策も、ドゴール政権の政策の本質をおしくす役割こそすれ、その性格を少しも変えるものではなかった。

みずから提案した新憲法のもとで、議会にはかることなく政令でもって施策をおこなう広範な権限を手にいれたドゴールは、五九年一月には早くも物価引上げ、社会保障改悪、増税、民主的権利の制限をめざす一連の政令を發布した。六二年いらい炭鉱の合理化と閉鎖に反対する炭鉱労働者の闘争がたかまると、ドゴールは六三年三月にスト参加者を「徴用」する政令を發布しようと試みた。徴用した労働者に職場復帰を命じ、これに応じないものは処罰するというのである。そして同年七月には公共企業体労働者のスト権をとりあげる法律を通過させた。

六四年になるとドゴールは、一方でインフレ政策をおしすすめつつ、他方で賃金を抑制する国家的政策の実施にとりかかった。その対象にまっ先にあげられたのは国有企業の労働者であった。ドゴールは、この部門の労働者の賃金決定にかんする団体交渉権をとりあげ、同年一〇月グレアール委員会という三者構成の委員会を設置して、国有企業の賃金は同委員会の報告にもとづいて政府が一方的に決定することにした。

ついで六六年には、ドゴールは賃金抑制政策を民間企業労働者全体におよぼした。すなわち第五次経済社会発展

計画（一九六六～七〇年）の中心の一つに「所得政策」をすえ、名目賃金の増加を年二・八%におさえる方針をあきらかにした。そして、主要労働組合の代表も参加する団体協約最高委員会が作成する標準生計費やそれにもとづく勧告を無視し、法定最低賃金を不当に低くおさえはじめた。

六七年にはいると、八月ドゴールは特別権限にもとづく社会保障改悪の政令をだし、被保険者の拠出金の大幅引上げ、一般保険制度と特別保険制度の給付引下げをおこなった。

こうして、賃金抑制、社会保障改悪、増税、インフレによる物価引上げと公共料金の値上げ、労働組合の諸権利の剝奪と縮小など、ドゴール政権は労働者の生活水準と諸権利にたいして一貫して攻撃をくわえた。しかもその一方で、彼は軍事予算と公共投資を大幅に増額することによって、独占資本の強化をはかった。鉄鋼、電子工業部門をはじめとするさまざまな産業部門の巨大企業には、多額の政府資金、公共資金が投入され、国際競争にたえうる体質をつくるという口実のもとに、政府の系統的な援助による「大型合併」と人べらし合理化が推進された。

こうした政策の結果、少なくとも一九六四年までフランス経済に「高度成長」がもたらされたことは事実であるし、またフランス経済の生産性は六七年までの一〇年間に六〇%の飛躍的上昇をみせた。だが、独占資本のために労働者を犠牲にして実現された経済の「高度成長」は、労働者の生活の改善を意味しなかっただけではない。それは、フランス経済そのものの矛盾を極度につよめ、やがて「高度成長」そのものの破綻をもたらさずにはいなかった。

一九六五年いご経済成長はとまり、生産は停滞に向った。しかもこうした条件のもとでドゴール政権が拍車をかけた「大型合併」・人べらし合理化で、雇用の増加はとまり、ついでそれは減少に向った。一九六八年に失業は戦後最高の水準に達した。生産性の大幅増大にもかかわらず、労働者の週労働時間はすこしも短縮されず、しかも合理化による労働強化は、労働者の神経の耐えうる限度までおしすすめられた。

フランス経済の動向（対前年変化率）

	経済成長率	生 産	雇 用	週あたり 労働時間	時間あたり 実収賃金	消 費 者 物 価
1963年	5.0	4.5	1.9	0.1	8.5	4.8
64	5.9	7.8	0.9	-0.2	6.9	3.4
65	4.2	1.4	-1.5	-0.5	5.8	2.5
66	4.8	6.4	0.1	0.3	5.9	2.7
67	3.7	2.8	-1.2	...	6.0	2.8

以上のドゴール政権一〇年間の政策によって、六七年にはフランス労働者の生活・労働の諸条件はおおよそ次のようになっていた。

すべての労働組合中央組織が、労働者にとって不可欠の最低賃金水準を月六〇〇フランと算定していたが、フランスにはこの水準以下の賃金しか受けとっていない労働者が四〇〇万以上もいた。数字のうえでのさまざまのからくりをふくむ政府統計によれば、労働者の賃金はそれでも若干上昇したことになるが、六八年二月にフランス共産党と民主・社会主義左翼連合は共同宣言をだし、そのなかで「平均した労働者の月間純所得の購買力は、一九五七年の水準以下である」と、一致して認めていた。しかも合理化と企業合併の推進で、雇用者数は六五年いらい低下しはじめ、六八年にはいると失業者は六〇万以上という、戦後はじめてみる高水準に達し、これがフランス労働者の不安をいちじるしくたかめていた。

ドゴールは、対外政策面ではしばしば人気取りを目的とするドラマティックな政策をとったが、もとより、労働政策の面でもそうした身振りを忘れたわけではなかった。独占を強化し、労働者と人民に一方的な犠牲をしいる政策を一貫して追求しながら、ドゴールはそのことをおおいにかくそうとして、六七年には、「雇用労働者の企業利益参加に関する政令」を公布し、階級協調主義育成をめざした。しかし、労働者は、労働組合の諸権利に攻撃がくわえられ、賃金にかんして雇用主と対等の立場で団体交渉をする権利さえもとられ、あたえられているときに、「企業利益に参加」できるなどという

ことは、信じなかった。

一九六八年五月にいたるドゴール政権下の一〇年間に、労働者の不満はいやがうえにもたかまっていたのである。

Ⅱ 労働者の闘争経験の蓄積と統一行動の発展

ドゴール体制下の一〇年間に、フランス労働者の憤懣はいやがうえにもたかまっていた。

だが、労働者のあいだにどのような不満といきどおりが積もっていたとしても、この不満と怒りが組織されないかぎり、大闘争はおこるものではない。この点で一九六八年五〇六月のゼネストが、学生運動弾圧にたいする労働者の抗議闘争をきっかけにして開始されていることから、労働組合の闘争は学生運動に触発されたもの、学生運動が起爆剤として働かなければありえなかったもの、そしてさらにすすんで、労働者の闘争は労働組合組織の指導をはなれたもの、とする見方が一部におこなわれているが、これほど労働運動一般とフランス労働運動のこの一〇年の経過についての無知をしめした論議はない。労働者のあいだでの闘争経験の蓄積、統一行動の前進があるていどすんだのちに、一定の条件がそれに加わるならば、労働者の闘争の規模がある日突然のように飛躍的前進をとげることがあるにしても、そうした前進が可能になるためには、それ以前に、かなり長期間にわたって、これを主体的に準備するための一貫した活動がおこなわれていなければならない。「フランスの栄光」によって粉飾されるドゴールの、国民の代表としての仮面をひきはがし、その本質を暴露しつつ、労働者の行動を組織する活動、その行動経験をつみかさねながら、労働者の団結、反ドゴールの統一行動を、歩一歩とかためていく活動が、すすめられてい

ければならない。労働者のあいだに不満がうっ積するような客観条件がそなわっているときには、何かのきっかけがあれば、そしてまた労働運動の指導部が何か思いつきの「革命的」方針を一瞬かかげさえすれば、たちまち、大闘争がふきあがる、といったものではない。労働運動はほんらいそうしたものではなかったのである。

では、ドゴール体制下の一〇年間に、フランス労働者は、こうした闘争をつみかさね、統一行動を拡大して、大統一ゼネストをたたかう主体的条件を、どのようにつくりあげていただろうか。

フランス労働者階級がこれをつくりあげていたということは、この一〇年間のたたかいの足跡をみれば、あきらかである。しかも、つねにそのたたかいの先頭に立ち、たたかいの方向をさししめし、統一行動の拡大に全力をあげてきたのは、フランス労働総同盟（CGT）であった。

動揺なき一貫したたたかい 一〇年まえにドゴールが政権についたときに、ただちにこれが独占資本を代表する反動政権であることを暴露し、ドゴール個人権力体制に反対するたたかいをすすめたのは、フランス共産党と労働総同盟であった。他の中間的諸党や労働組合指導部があいまいな態度をとり、社会党が書記長ギィ・モレを入閣させて、ドゴールに協力しているときに、フランス共産党と労働総同盟は、一時的に孤立することをも恐れず、敵を明確にし、事態の本質についてはっきりと語った。それは、ドゴールのデマゴギー的なポーズにだまされて、たとえ中間的諸勢力が一時的に動揺し、ドゴール側にひきつけられたとしても、そしてそのことによって、労働者階級の戦線にしばし混乱がもたらされたとしても、やがて事実の経過をつうじて、労働者階級と人民は反ドゴールのたたかいへ、反ドゴールの統一行動と統一戦線へと向かわざるをえないことを、確信していたからである。

ドゴールは五八年六月一日に政権についたが、彼は政権につくとただちにその翌々日の同月三日、労働組合代表をまねいて会談し、その席で「労資協会」の構想をつたえようとした。だが、総同盟はこのまねきに応ずることを

きっぱりと拒絶した。さらに同年九月の憲法改定の国民投票にさいしても、総同盟は共産党とともに改定反対の断固たる立場をとり、そのことを組合の内外に呼びかけて、たたかいをすすめた。しかしドゴール憲法は国民投票で七九・二五%の賛成投票を獲得し、反対二〇・七五%で承認されてしまった。このとき総同盟と共産党は孤立していた。

だが、一九五九年一月、ドゴール政府が物価引上げ、賃金釘付け、社会保障改悪、増税、労働組合の諸権利の制限にかんする一連の反労働者的政令をだすと、これに反対する労働組合の闘争がたかまりをみせ、総同盟はその先頭に立つことになった。しかし、六月の鉄道従業員賃上げ闘争のさいに、政府が一月の政令をたてに徴用令をもつて攻撃してくると、他の組合はスト計画を撤回し、総同盟も統一行動をくずすまいとしてやむなくこれに同調することとなった。この時期には、キリスト教労連や「労働者の力」など、他の労働組合の中央指導者が、ドゴール政権にたいしてあいまいな態度をとり、総同盟とのあいだにあいかわらず一線を画していたために、労働組合の闘争の成果は限られたものとなるほかなかったが、しかしそれにもかかわらず、なにをいっても、具体的要求をもとに階級的立場に立つて他労組との統一行動をすすめようとする総同盟の方針は、組合下部で一定の成果をあげはじめていた。

この点にかんして総同盟フラッシュ書記長は、五九年五月の労働総同盟第三二回大会で次のように報告している。「もっとも困難な時期に労働総同盟が確固たる立場をとったことは、新しい見通しをひらいた……企業内で抵抗と闘争を組織することによって、労働総同盟は、新体制に合流しようとしていた他の諸組織が転落するのをきわどいところで阻止する点で、大いに貢献した。……たとえば他の全国的労働組合組織は、労働総同盟があらためておこなった提案にこたえていないにしても、行動の統一はいまのところ企業内でひろく実現されている。

下部組織の段階では、統一行動は八一の県連合でさまざまな目的で実現されている。……一八の産業別全国組合で統一行動協定が成立している。すなわち『労働者の力』派の一一組合、カトリック労連の五つの組織がこれに参加している。これらの数字は、一九四八年の分裂いらいわれわれがおさめた最高の数字である」。

アルジェリア反戦のたたかいと統一行動 五九年九月ドゴール政権はアルジェリア独立の承認を余儀なくされたが、こののち、停戦調印がおこなわれる六二年四月までの二年半余りの期間に、フランス軍部ファシストや植民地主義者は、くりかえし反乱やクーデターをおこし、あるいは秘密軍事組織OASをつかつてのテロ活動をすすめることなどによって、停戦を阻止することに全力をあげ、またドゴールは、反共攻撃を強めることによって、極右派のこうした活動に加担しつづけた。

だが共産党と総同盟の「反独占、進歩、平和、民主主義の再建、革新のための全労働者、民主勢力の団結」の方針は、こうした攻撃をうけるなかで前進をとげた。

六〇年一月のアルジェリアのファシスト反乱にさいしては、総同盟の努力で総同盟、キリスト教労連、全国教員組合、全学連の四団体の会談が実現し、ファシズム反対の時限ゼネストが同時におこなわれた。この成功にはげまされて、この年五月には、前年ドゴールの威嚇とキリスト教労連中央の動揺のために統一ストを実現できなかった鉄道労働者が、二四時間ストを敢然とたたかった。翌六一年四月にはアルジェで仏軍将官の指揮のもとにクーデターがおこなわれたが、このときにはフランスの労働者の闘争は未曾有の規模に拡大し、四月二四日には実に一二〇〇万の労働者がゼネストに参加して、軍事反乱をみごとに粉砕した。そしてこの年の末から翌年にかけてOAS（アルジェリア独立承認に反対するファシスト・テロ組織）のテロ活動がつよめられ、これにたいする労働者の憤激がたかまってくると、全国労働組合中央諸組織の右翼的・セクト主義的幹部も、もはや統一行動をもとめる下部労働

者のつきあげを無視することはできなくなった。OASに反対し抗議するデモやストライキがますます統一しておこなわれるようになった。

統一行動の前進

この間、経済要求をめざす労働者の闘争もいっそう頑強にたたかわれるようになっていた。しかも闘争はしだいに統一闘争の性格をつよめ、経済闘争そのものが、ドゴールの基本政策に反対する政治闘争へと発展する方向をたどった。

六二年に北仏のデカズビル炭鉱の労働者は、炭鉱閉鎖に反対し、二ヵ月にわたって坑内で坐り込み闘争をおこない、国際的反響をよんだ。六三年三月になると、炭鉱労働者はドゴールの石炭政策そのものに反対してさらに大規模なストライキをおこし、政府が徴用令の発動で威嚇すると、国有部門をはじめとする他産業労働者六〇〇万がこれに抗議してゼネストにたちあがった。そしてこの闘争で炭鉱労働者は賃上げと年四週間の有給休暇をかちとることとなった。労働者と労働組合の姿勢は、五九年に徴用令の威嚇に屈して鉄道ストが中止されたときは、あきらかにちがっていた。

また六三年には、七月ドゴールのスト禁止法案に反対するストライキがたたかわれたが、六四年になると、三月に全産業部門にわたる六〇〇万労働者のストライキが、一二月には国有部門三五〇万労働者のストライキが、そして六五年二月には国家公務員、教員、鉄道、電気ガス、通信労働者二〇〇万のストライキが、おこなわれた。この最後のものは、賃金凍結を規定した政府の経済「安定化計画」に反対しておこなわれたもので、ストは事実上フランス全土を麻痺させて、勝利をおさめた。

六五年には、失業が目立って増加しはじめ、労働者のストライキ闘争はこの年には若干後退したが、この間に、労働組合運動は後退するどころか、その後における飛躍的發展を準備しつつあった。キリスト教労連は、六三年の

大会で、労働総同盟との統一行動に賛成の立場をはじめて明らかにしたが、その総同盟からの働きかけにより、六五年には双方の組織のあいだで話し合いがすすめられ、六六年一月に、ついに総同盟と民主労働者連合（キリスト教労連は六四年に組織を再編し、名称をこのように変更していた）とのあいだに「統一行動協定」が調印されたのである（一四〇ページ参照）。

これは、戦後、フランス労働総同盟に統一していたフランス労働組合運動が、一九四七年に分裂していろいろ、フランス労働運動史上における一大転換点ともいうべきものであった。統一行動協定の成立は、労働者をふるいたたせた。六六年四月には鉄道労働者が四八時間ストにたちあがり、五月には公共部門と民間産業部門の労働者が、ドゴール政権下で最大といわれた要求闘争を展開し、一月にも総同盟と民主労働者連合が全国的統一行動闘争をくりひろげた。

六七年にはいると中央段階における統一行動はさらに拡大した。二月には労働総同盟と民主労働者連合の統一闘争に全国教員組合の中央も同調し、三者の統一二四時間ゼネストがたたかわれた。さらに四月に政府が議会で社会・経済措置にかんする特別権限を要求すると、これに反対して五月に金属、電気・ガス、水道、電信電話、バス、地下鉄、銀行などほとんどのすべての産業部門にわたる一〇〇万労働者の大ゼネストがたたかわれたが、この闘争では総同盟、民主労働者連合、教員組合とならんで、これまで統一行動を拒否しつづけていた「労働者の力」の中央も同一歩調をとった。さらに同年八月政府が社会保障改悪の政令を公布すると、総同盟と民主労働者連合は政令反対の闘争週間を一〇月に設定したうえで、十二月一三日を期して全土でゼネストをおこなった。「労働者の力」の中央はこれを政治ゼネストだと非難したが、しかし、その下部組織は組合員に行動への参加要請をおこない、組合員や役員がデモに参加するのをとめることはできなかった。

こうして一九六八年にフランスでは労働者階級の生活と労働の諸条件は悪化し、失業の増大によって生活不安はますます増大するとともに、他方で、ドゴール治下一〇年の生活と闘争の経験をつうじて、労働者は、ドゴール政権の本質をみぬき、階級意識をつよめていた。そして労働組合組織の統一行動を前進させ、とりわけ六七年末ごろからは闘争の鋒先をますますドゴールの政策とドゴール体制そのものに向けるようになり、しかもやりとげた統一と、それにもとづく一連の大規模なゼネストの成功とによって、闘争への意欲と確信をかためつつあったのである。

Ⅲ 要求と五〇六月闘争の成果

一九六八年五〇六月の闘争を準備したものは、フランス労働者自身であり、労働総同盟を中心にますます統一の方向をとりつつ、大規模なたたかひの経験をつみあげてきていた、労働組合組織それ自体であった。

ところで、この六八年五〇六月の闘争そのものの経過については、本文にくわしくのべられてあるのでこの序文の末尾にもつけておいたから、それをみていただくことにして、次に六八年五〇六月のゼネスト闘争において、フランス労働者一〇〇万がかかげた要求は何であつたかについて、のべておこう。

その要求が何であつたかは、以上のべたことからすでに明らかであろう。一口で言うならばそれは、一〇年間にわたるドゴール個人権力体制の下で、蓄積され強められ爆発寸前に達した労働者の具体的諸要求のいっさいであり、またそこからでてきた政治的要求——ドゴール体制打倒の要求であつた。

こうした要求のうち、具体的、直接的諸要求を、労働総同盟は闘争中に次のように簡潔に整理して掲げていた。

(1) 社会保障にかんする政令の即時撤廃

(2) 賃金引上げにかんする基本要求の獲得、労働者の権利と給与を保障する団体協約の締結

(3) 賃下げなしの労働時間の短縮、退職年金受給年齢の引下げ

(4) 仕事と賃金を保障する真の雇用政策

(5) 経営内における労働組合組織の活動の全面的で自由な行使およびその法的承認

社会保険被保険者負担の引下げ このうち、(1)の「社会保険にかんする政令の即時撤廃」というのは、あらた

めていうまでもなく、六七年八月の政令の撤廃をもめたもので、政府はこの政令によって、社会保険の被保険者の負担額を引上げ、給付金を引下げ、さらにこれを議会に法案として提出する準備をととのえていた。五、六月の闘争によって、労働者は、この被保険者負担額を三〇%から二五%に引下げさせ、政府が準備していた法案を廃棄させることに成功した。

大幅賃上げ 賃金にかんする要求は、具体的には、法定最低賃金額の引上げ、全般的賃上げ、とりわけ低くおさえられていた国有部門の労働者の賃金の大幅賃上げ、この数年間の闘争でしだいに撤廃される方向をたどってきたものの、あいかわらずのこされていた賃金の地域差の完全廃止、などであり、さらに、中央段階で一般的にとりきめられた引上げ額にしたがって、支払いを実際におこなわせるために経営者団体や企業とのあいだに団体協約を結ぶことであった。この賃上げ要求にかんする成果については、総同盟の機関誌『労働者の生活』の六月一六日号は、次のようにのべている。

「賃金については、①工業における最低賃金の三五%引上げ、②農業における最低賃金の五六%引上げ、③これまで存在した地域差の廃止、④六八年に最低一〇%の全般的賃上げ、⑤国有、公有部門では五月二五日のグールネル協定（ドゴール政府の提案でグールネルでおこなわれた政府、経営者団体、労働組合の三者会談での協定）を上回る

賃上げをおこなうが、もともと低賃金の職種の場合には、賃上げは二〇%にも達する。

「団体協約については、グルネル協定にさだめられた原則にそって、これまでの協約が改定されることになった。獲得された成果を具体的にみれば、④実際の賃金支払いを最低賃金に関連させておこなわせることとなった、⑤中高年齢層の賃金引上げの廃止、⑥諸手当の統合、⑦これまで全国協約を獲得していなかった多くの部門で、これを獲得した。」

労働時間短縮と退職年金受給年齢の引下げ　また、労働時間短縮と退職年金受給年齢引下げの要求は、現代の独占資本主義の諸条件のもとで、労働者のあいだでとりわけ切実な要求になっていた。合理化とスピードアップのために、労働者は職場で極度の緊張を要求されるようになった。この緊張をほぐし、一日の疲労をとり去るためには、より多くの休養が必要であった。一方、フランス経済の生産性は、この一〇年間に六〇%も上昇していた。したがって、賃金引下げなしで労働時間を短縮し、あるいは有給休暇をふやし、退職年金受給年齢を引下げることが、可能なことであり、現実的なことであった。ところが、フランス労働者が一九三六年の大ストライキによって獲得した週四〇時間制は、現在独占と政府によって全く無視され、フランス労働者の平均週労働時間は、四五〜四八時間という、ヨーロッパ最長の水準をしめしていた。

五〜六月の闘争の結果、この要求について労働者は次の成果を獲得した。

「①グルネル協定で週四〇時間制へ復帰することを目標にすることが認められた、②青年の五週間の有給休暇が多くの企業、支部で獲得された。③退職年金受給年齢の引下げは、全体としては十分でなかったが、国有電力、原子エネルギー産業では大きな前進をとげた。」

失業手当と雇用の保障　失業問題と雇用政策にかんする要求は、一九六五年以後の失業増大にもなつて、と

くに切実なものになっていた。とりわけ青年労働者のあいだでの失業問題は深刻であった。

わが国のように、年齢と勤続年数に応じて賃金額がふえる年功制賃金がおこなわれている国では、企業は低賃金の若年労働者、とりわけ新卒労働者をできるだけ多数雇いたい、中高年労働者を整理しようとはかり、そのため失業は中高年齢層に集中することになる。だが、フランスではこうした年功制賃金はおこなわれておらず、賃金は年齢や勤続年限とは無関係に、労働者のもつ技能の格付けに応じて支払われるので、企業はその企業内の作業に習熟した勤続年限の多い労働者にくらべて青年労働者をあらたに雇い入れることをきらい、こうして失業問題は青年労働者に集中して表面化することとなるからである。

だが、この問題についても、フランス労働者は五、六月の大闘争で次のような成果を獲得した。

「失業問題については、①それまで特定部門に限って支払われていた部分失業にたいする手当を、あらゆる部門に適用させることができた。②雇用を保障するために各産業ごとに真の権限をもった雇用裁定委員会を設置し、職業訓練、再訓練を保障する措置を確立するために、経営者連盟と全国労組とのあいだで一〇月一日までに交渉をおこなうことがとりきめられた。③多くの企業で余剰人員通告を取り消させることができた。」

職場における組合活動の自由 「労働組合の権利」に関する要求については、フランスの労働組合の組織形態についての知識がないと理解しにくい点があるので、次に節をあらためて説明することにするが、この要求についても労働者は大きな成果をおさめた。それはおそらく、戦後におけるフランス労働組合の権利闘争における画期をなすもので、こんご組合の組織活動を発展させるうえに絶大な意味をもつものと思われる。

統一戦線と民主連合政府の問題 だがもとより五、六月の闘争でフランス労働者がかかげた要求と成果は、以上にかぎられていたわけではない。すでにのべたように、要求の面では、以上の直接的、具体的な要求——といっ

ても、それは政令の撤廃その他にみられるように、反政府的な政治的要求をふくんでいたが——から出発して、労働者と労働組合は、ドゴール政権の打倒、民主的統一戦線の結成を基礎とする民主連合政権樹立の目標を追求した。

労働者は、たとえ賃上げを獲得しても、ドゴール政権がもとのままであるならば、そのインフレ政策をつうじて賃上げ分はたちまちとりもどされてしまうし、社会保障の改悪や雇用の不安定がそれにつづくことを、すでにこの一〇年間の経験をつうじて知っていた。だから、要求を確実に獲得するためばかりでなく、獲得した成果をも確かなものにするために、労働者はいたるところで、「十年でたくさんだ」というスローガンをかけた。ドゴール政権の打倒は彼らの要求になってきており、そのために労働者は民主陣営の統一をのぞんでいた。

労働総同盟は、こうした労働者の政治的要求にこたえ、たたかいに明るい見通しと展望をあたえるために、先頭に立った。総同盟は、民主労働者連合、「労働者の力」、全国教員組合などの全国組合組織や、共産党、民主・社会主義左翼連合などの民主的諸政党と話し合いをすすめ、反ドゴールの政治的統一戦線を結成し、ドゴールを打倒したのちにフランスの政治をになうべき主体をつくりあげるために、努力した。

だが、残念ながら、統一戦線を実現する努力はみならず、このため、ドゴール政権を存続させることとなったばかりか、ゼネスト終了直後におこなわれた総選挙で、反動派に名をなさしめることとなった。

ストライキ中の賃金の保障

さきにあげた五つの要求項目にくわえて、ゼネスト終結にさいして労働者は、スト中の賃金の支払いを企業や雇用主側に要求した。注目されるのは、大部分の労働者と労働組合が、この要求でも大きな成果をおさめ、三週間から四週間にわたって生産と交通を全く麻痺させた期間の賃金を、企業側に保障されていることである。このことは、組合に団結した労働者が、最後までその隊伍をくずさず、経済要求をほぼ全面的にかちとったのちにはじめて職場に復帰したものであることを、明瞭にしめたものといえるだろう。

さきにあげた『労働者の生活』誌は、この点について次のようにのべている。

「ストライキ闘争期間中の賃金保障については、①国有、公有部門では、賃金カットなしの完全支給が獲得された、②民間企業では成果は一律ではなかったが、多くの部門でやはり賃金カットなしの完全支給が予測されている。」

IV フランス労働組合の組織形態と企業内における組合活動の権利

フランスの労働組合運動といえば、すでに百年以上の歴史をもち、イギリスについて先進的な発展をとげてきている。こうした労働組合運動が、前節でのべたように六八年の五～六月の闘争で「企業内における組合活動の自由の権利」を要求し、その法的承認をもとめていたということは、わが国からみれば、少々不思議なことと思えるかも知れない。

だが、フランスの労働組合の組織形態がわが国とはなほ大きくちがっていることを知れば、これはそれほど不思議なことではない。それに、この「組合の権利」の問題に限らず今回の闘争で遺憾なくしめされたフランスの組合、とりわけ労働総同盟の、民主的な組織運営の方法を理解するためにも、フランス労働組合の組織形態についてここで、どうしても一言のべておく必要がある。

四つの労働組合中央組織 フランスには現在、四つの労働組合中央組織がある。

最大のものは、フランス労働総同盟（CGT）で、六七年の大会の時期に、組合員数は約二〇〇万であったが、

六七年の五、六月の闘争中に新たに四〇万の労働者が加盟したといわれている。基幹産業の大企業労働者の多くの部分はこの組合に所属している。

つぎに大きなものは、フランス民主労働者連合（CFDT）で、組合員数は約一〇〇万といわれる。これはもとフランスキリスト教労連（CFTC）と称していた組織が、六四年に再編成されたものである。

第三の組合中央組織は「労働者の力」派（FO）、正確には、労働総同盟「労働者の力」派（CGT-FO）といわれるもので、これは一九四七年に、労働総同盟のなかの労資協調的右派（社会党系）が分裂してできた。加盟組合員数は一〇〇万を呼称しているが実際にはこれよりはるかに少ないといわれている。

第四のものは、キリスト教労連が民主労働者連合に再編成されたとき、これに反対して分裂した組織で、もとのキリスト教労連（CFTC）という組織名をそのまま踏襲している。組合員数は一二万といわれるから、これはほとんどものの数にはいらない。

この後者の三組織は、公務員、国有企業労働者、小都市の小企業労働者を主として組織している。

以上四つの組合中央組織は、その傘下に、大部分は産業別の、しかし少数の職業別の全国単産を数十乃至十数もっているが、それとは別に、これの中央組織のどれにも加盟していない、無所属のかなり有力な単産が幾つかある。六八年のゼネスト闘争でかなり活発な動きをみせた全国教員組合（FEN）や、技師、管理職員などを組織している技師・職長総同盟（CGC）などがそれである（もともと、技師・職長総同盟は、産業別連合の形をとっているので特殊な労働者層の労働組合中央組織だともいえる）。

労働組合組織の特徴 以上のべた中央組織に加盟している全国組合（単産）や無所属の全国組合は、言葉の本来的な意味での産業別労働組合の組織形態をとっている。という意味は、こうである。わが国でも、総評や同盟に

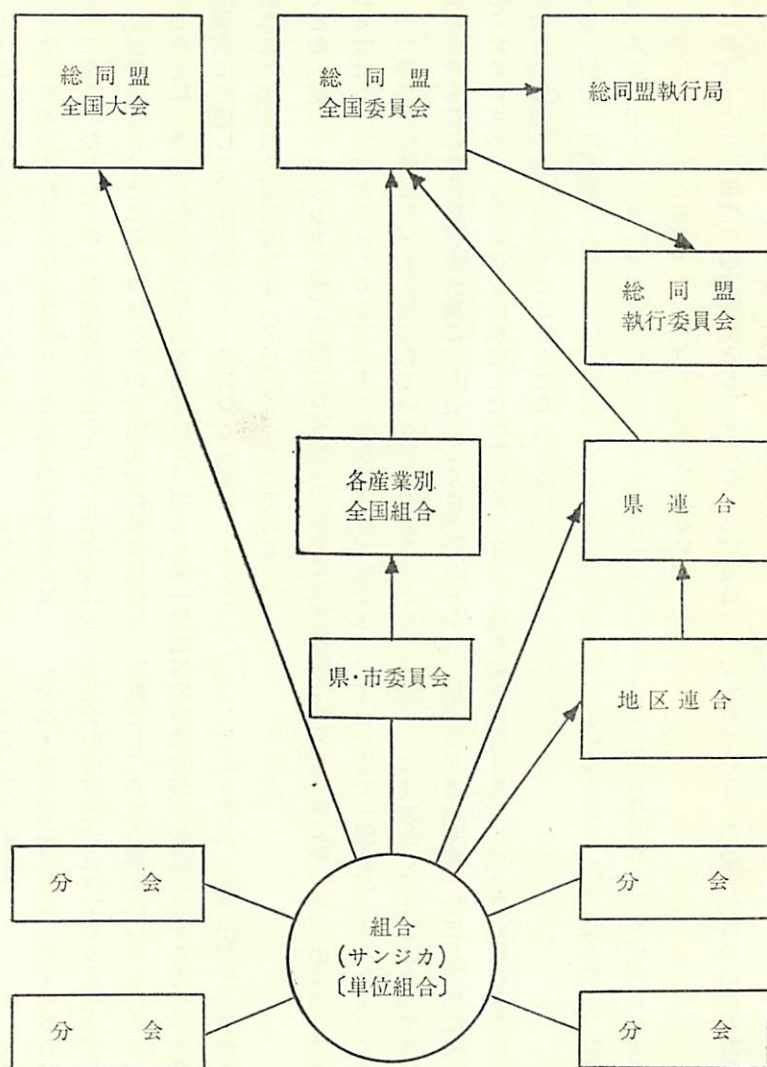
加盟している組合の大部分は、全国単産と呼ばれ、産業別組合であるかのように言われている。だが、その組織をよくみると、その全国組合の基礎組織は、各企業や事業所内に、その企業・事業所の従業員だけで組織している企業別組合である。だから、わが国の全国組合の大部分は、実は企業別組合の産業別連合体であるにすぎず、本来の産業別組織ではない。ところがフランスの全国組合の基礎組織は、原則として企業や事業所の枠をこえて、企業や事業所のそとに、地域別産業別に組織されている。つまり同一地域内の労働者が、企業の枠をこえて、企業のそとで、産業別に結集して、基礎組織——サンジカ（組合）——をつくっているものであり、全国単産は、このようにして組織された組合の全国的連合体（フェデレーション）である。

さてこの「組合」（サンジカ）は、原則として企業の枠をこえて地域的につくられているが、小は組合員数十名のものから大は数万名におよぶものまで、その規模はさまざまである。また一市で一組合がつくられている場合もあるれば、一つの都市に数組合がもうけられている場合もある。そして「組合」には大会と、それによって選ばれた、執行委員会ならびに執行委員会選出の書記長もしくは書記がおかれ、組合員が意志を統一して日常的な組合活動をすすめるためのもっとも重要な組織単位となっている。また地域内に事務所をもち、組合費の徴収や機関紙の配布、新規組合員の加盟手続きなどもここでおこなわれる。

しかし「組合」に所属する組合員は、地域内のさまざまな企業や職場に属しており、組合員も数千、数万におよぶ場合があるので、「組合」はいくつかの分会（セクション・サンジカル）にわけられているのがふつうである。しかし分会は「組合」とちがって、独立した組織ではない。

また「組合」と全国単産の中間機関として、市ごとに市委員会がおかれている。市委員会はその市の業種別経営者団体とのあいだで協約交渉をおこなう。

フランス労働総同盟組織構成図



また同一市内の各種産業別の「組合」があつまって地区連合、同一県内の各種産業別の「組合」があつまって、県連合を構成しているが、これはわが国の地区労、県労（もしくは県評）にあたるものと考えてよく、市や県内の組合の活動を調整するとともに、市や県当局、市・県内の経営者団体と労働組合の三者構成による審議会、裁定機関に代表をおくったり、経営者団体とのあいだに団体協約を結んだりする。

最後に、労働総同盟、民主労働者連合、「労働者の力」派のような全国中央組織は、こうして「組合」が結集してつくった縦の組織である各産業別全国組織（フェデラシオン）と、地域的な結集体である県連合との総同盟体としてつくられている。この中央組織が加盟組合全体にわたる全国的運動方針をきめ、あるいは経営者団体との全国的交渉に代表をおくり、賃金最高委員会その他の全国的な各種審議会、裁定委員会などに代表をだしていることは言うまでもない。

以上のような組織構成をフランス労働総同盟を例にとって図解すると、三六ページのようになる。

企業内における組合活動の権利 労働組合の基礎組織である「組合」（サンジカ）が、企業の枠をこえて、企業の外に、地域別、産業別につくられていることから、フランスの労働組合は、真の意味での産業別組合となっている。その産業別結束はかたい。わが国の企業別労働組合のように、企業意識にとらわれるということが、割合いさなくなる。

だが、こうした組織形態をとっている場合に、わが国とは別の、むずかしい問題がそれなりにでてこないわけではない。その一つが、六八年五～六月の闘争で大きく問題にされた企業内における組合活動の権利の問題である。わが国のように、労働組合の基礎組織が、その企業の従業員だけでつくられている場合には、企業の構内に組合事務所や掲示板を獲得し、チェック・オフで組合費をあつめる権利を組合が手に入れることは、容易であり、わが

国ではそれがあたりまえのことにさえなっている。また程度の差こそあれ、そして最近そうした権利にたいして企業側がますます攻撃をつよめているとはいえ、企業や事業所の内部で休み時間や就業時間に組合活動をおこなう権利を、わが国の組合はもっている。

しかし、フランスでは、企業の外に、企業の枠をこえて組合が組織されてきたために、これまで組合は企業内での組合活動の権利をほとんど獲得していなかった。第二次大戦前までは、それでも組合活動にそれほど大きな支障は感じられなかった。組合は会社の門前で集会をおこなうことができた。組合員は家への帰途に組合事務所にたちよって機関紙をうけとったり組合費をおさめたりしたし、また組合書記にあって組合の方針をたずね、職場にこっている問題や自分の意見を伝えることができた。だが、第二次大戦後、ことにドゴール政権下の一〇年間に、事情は一変してしまった。企業は巨大化し、労働者は企業のまわりの「組合」の縄張り地域からだけその企業にかよってくるのではない。縄張りをこえた、はるかに遠いばらばらの地域から、その企業に通動してくる。交替作業も一層多くおこなわれるようになった。企業の門前で集会に労働者があつまることは困難になり、帰りがけや休日組合事務所に連絡にいくことも困難になった。こうした事情のもとでは、企業内での組合活動の権利を獲得しなにかぎり、たとえ団結権が形式的に与えられていても、それは全く内容をともなわないものとなってしまふ。

総同盟の機関誌『ル・プール』はこの点について次のようにのべている。

「今日では、企業の労働者が会合するのは職場においてだけである。一日の仕事がおわると、かれらは家庭に帰るためにバスや電車やそのほかの交通機関をとらえようと、いそぐ。労働者の住いはいろいろな地方にわかれ、ときには全くはなればなれになっている。これは大企業や大工業センターに働く労働者だけにあてはまることではない。かれらは家庭から職場までのながい道のりをへてこなければならぬ。会社のバスで通勤する

例もよくみられる。そうしたバスは、もちろん必要なものではあるが、同時に労働者が自由に自分の時間を使うことを妨げ、通勤時間中は会社まかせといったある種の従属関係を生じさせる。一方では、交替作業が今世紀の初めにくらべると一層多く採用されている。その結果、同一企業の労働者でも同じ場所で同じ時間に会うことができない場合が多い。

このように、労働条件は変わってきているのに、労働組合法は、それに対応して変化してはいない。現代社会では、労働組合組織がその役割をはたす活動を正常におこなうことができるのは、企業内部の職場である。

経営者は、現行の法律でまとめられている労働組合の諸権利と自由が効力を発揮するのを妨げようとするばかりでなく、企業内での労働組合の結成を阻止し、これ以上労働者に権利を与えないよう、全力をつくしている。こうした目的のために、経営者は、組合活動家を配転したり、あるいは、経営者の妨害にもかかわらず組合組織の結成に努力している労働者を首切ったりするようなことを、平気でやっている。」(同誌八〇四号)

獲得された権利

フランスの労働組合は、これまでも、当面する新しい諸条件に組合の組織形態を適応させ、企業内における組合活動の権利を獲得するために、努力しなかったわけではない。それどころか、フランス労働総同盟は、戦後この問題を重視し、その解決のために一貫して取りくんできた。企業の枠にとらわれずに、産業別に団結するフランス労働組合運動のすぐれた伝統を維持する一方で、とりわけ大企業では、一企業や一事業所に一つの「組合」(サンジカ)をつくる方針をうちだし、事実ルノー自動車工場その他で、すでにそれを実現していた。しかし、企業側は、一九三六年に労働者と労働組合が獲得した労働組合法が、こうした企業内における組合活動の自由を保障していないことをたてにとつて、労働者が企業内に組合事務所をもうけたり組合活動をおこなうことを、妨害しつづけたばかりか、『ル・プーブル』誌のべているように、そのために活動する組合員にたいして、配転

や首切りの攻撃をくわえていたのである。

だが、六八年五／六月の闘争で、こうした権利の獲得を重要な目標にかかげることによって、フランス労働者はまさにフランス労働者の団結権の歴史にとって画期的ともいふべき、大成果をおさめることができた。

闘争の結果、企業内における労働組合活動の自由の権利が、多くの全国的団体協約や企業内協約で認められ、すでに実行にうつされている。国有、公有部門でもこれらの重要な権利が獲得された。また、企業内における労働組合の権利の行使を保障し、労働組合幹部を企業側の攻撃からまもる法案を議会に提出することを、政府に約束させることができたのである。

そして、ここで注目しなければならないのは、フランスの労働組合が、こうした権利をかちとる場合に、まず職場で頑強にたたかい、実力をもってするたたかいの力でこれを経営者側にみとめさせ、既成事実をつくったうえで、これを、法律で確定しようとしていることである。このことは、最低賃金の引上げについても同じであった。大部分の労働者が、実力をもってする賃上げ闘争で、しばしば目標とする最低賃金引上げ額を上回る額を獲得したうえで、これを政府に法的に確認させたのであり、要求する法的措置は、獲得された成果をせいぜい法的に確定し、一層確実なものにすることと、たたかわないでとりのこされたごく一部の労働者をそこまでひきあげる意味をもっていたにすぎない。

こうした態度、こうした闘争方法こそ、労働組合の権利闘争における常道であり、原則であろう。フランス労働者は六八年五／六月の闘争においても、この常道をすすむことによって歴史的成果をおさめることができたのである。わが国の組合運動がもって範とすべきところであろう。

V 組合の民主主義的組織運営

前節で、フランス労働組合の組織形態についてのべ、それとの関連において、権利闘争のもつ意味と彼らがこの権利闘争でしめた原則的態度について明らかにした。六六年五～六月のフランス労働者のたたかいからわが国労働組合が学ばなければならない重要な点の一つは、この権利闘争における原則的な態度であったが、同じくわれわれが注目すべきは、ストライキ闘争を組織するにあつての民主的方法であらう。

フランスの労働組合、とりわけ労働総同盟は、今回の闘争に限らず、つねに組合運営においてきわめて民主的な方法をとっている。組合の闘争の主体は、職場における基礎組織＝サンジカであり、組合中央はこの下部組合の自発性を全面的にひきだし、発展させることに、その指導の主眼をおく。組合下部の闘争状況をつかみ、これをもとにして、たたかっている下部組織に的確な見透しをあたえ、闘争を調整し発展させること、これが中央の主たる役目である。そして全体として、一部の指導者でなく、組合員大衆が大衆的に組合を管理し、自らの判断と自発性にもとづいて運動をすすめるように、組織運営上の配慮がおこなわれる。

こうした運営方法は、フランス労働組合運動の伝統となっているが、それは同時に、その組織形態からしても必然的に要求される方法である。

わが国の労働組合では、基底の組織の大多数は企業別組合の形をとっており、組合員としての団結の意識をもたうがもつまいが、それにおかまいなしに、たんに同一企業の従業員だというだけで、企業内のすべての労働者が組

合員とされている。こうした場合には指導部がよほど意識的な配慮をしないかぎり、一部の指導者によるひきまわりの組合運営がおこなわれやすい。たとえば、労働者を説得し、組合加入の必要を自覚させるといふ、かなり根気のいる手続きも、わが国の場合は不要である。組合員の半数以上が組合員としての自覚をもたず、一部には反組合的な職制までが一人前の組合員として組織に加わっている。こうして、「執行部はあるが、職場には組合がない」という状況がつくりだされ、組合活動は下部組合員とは無関係のものとはいえないまでも、組合員の支配からはなれたものとなりがちである。わが国でまじめな組合活動家が、「職場に組合をつくる」ために、意識的に努力する理由も、じつはそこにあった。

だが、フランスの場合、ことに階級的な立場にたつ総同盟のような組織の場合は、そうはいかない。組合は、企業内につくられた従業員の全員組織ではなくて、企業外につくられた個人加盟の地域別・産業別組織なのだから、組合活動家が未組織労働者を説得し、組合活動の必要を自覚させなければ、誰も組合には入ってこない。職場には、総同盟系の組合だけでなく、民主労働者連合や「労働者の力」派の組合も入りこんできており、これらのさまざまの組合の組合員がいるし、そのうえ、どの組合にも加盟していない、無所属労働者も多数いる。だから組合員の自発性をひきださない限り、そしてこの自発性に依拠しない限り、幹部のいかなる方針も効果をもたないばかりか、おしつけ、ひきまわしをやれば、一部の組合員は組合をぬけて無所属になるか、他組合へ移っていつてしまう。

こうしたことから、全国的なストライキ闘争をおこなう場合には、組合中央は方針を下部におろし、そこで長期間にわたって討議を重ね、下部組織の要求を十分にくみあげ、それらの下部の要求を整理して、闘争を下部組合の自発的なものにしたうえで、はじめて闘争の火ぶたを切る。とりわけ、階級的立場にたつたかう総同盟の場合、それだけ資本と政府の側からの攻撃や妨害もつよいので、こうした下部大衆に依拠する、闘争の民主的な組織化が、

いっそうつよく要求されるのである。

もちろんそうはいっても、フランス労働総同盟も、一定の時期に、組織運動の原則をわすれ、ひきまわしをしたことがなかったわけではない。このことに関連して今日、想い出されるのは、一九五二年にフランス労働総同盟がおこなった自己批判である。この一九五二年にアジアではアメリカ軍が日本を基地にして朝鮮戦争をつづけていたが、これとやらんでヨーロッパでは、五月九日、西ドイツの軍国主義復活をめざす「一般協定」と欧州軍条約が調印され、戦争の脅威がフランス労働者の心に不安をかきたてていた。こうした状況にあったフランスへ、五月二七日、それまで朝鮮戦線における米最高司令官の地位にあったリッジウェー將軍がNATO軍最高司令官としてあらたに赴任してきた。フランス労働者は労働総同盟の呼びかけにこたえて、「リッジウェー帰れ」の反戦デモをくりひろげた。

このデモが高潮に達した翌二八日のことである。デモの中に加わっていたフランス共産党ジャック・デュクロ書記長が、とつぜん官憲によって逮捕された。六月一日、労働総同盟中央委員会は、傘下の各産業別全国組合、県連合、地区労にたいしてアピールを発し、デュクロ即時釈放、賃上げ、スライド制適用、有給休暇延長などの要求をかかげて、ゼネストに入ることを指示した。闘争は一定の成果をあげ、デュクロは釈放された。しかしストライキの規模は、実は総同盟中央が期待したほどのものではなかった。

なぜ、ストライキは高揚せず、ゼネストにまで発展しなかったのか。デュクロの逮捕という緊急事態のもとで、早急にストが組織されたということもある。しかし問題は、ストライキをたたかうにあたって、真に下部大衆に依拠し、その自発性をひきだす方法がとられなかったことにあるのではないか。いきなり、期限もきらないで、ゼネストを打てと指示するというような、一方的な指導では、たたかいは下部大衆のものにならない。そうではなくて、

一時間でも三〇分でもいい、大衆が自信をもつてたたかえるような、短時間の統一時限ストをまずおこない、その成功で大衆に自信をもたせ、こうして大衆の自発性・積極性をひきだしつつ闘争を進展させるということをや、なぜしなかったのか——指導とは、そういうものでなければならぬのだ。たたかいのあとでの総同盟中央の自己批判は、このような意味のものであった。

そして、このときから総同盟は、下部組織の自発性・積極性を最大限にひきだしこれに依拠するという原則的なやり方にふたたびたちかえり、ストライキ闘争をすすめてきた。六八年五〇六月の闘争でも、総同盟のこの民主的組織運営——下部組合員大衆の自発性・積極性に依拠し、下部の「組合」（サンジカ）の闘争力に依拠しつつたたかいをすすめるという、伝統的なやり方は、遺憾なく発揮された。

たとえば、労働総同盟のセギー書記長が、ほかならぬこの五〇六月の闘争の最中に、次のようにのべているのを見れば、そのことは明らかであろう。

「この運動は下部から始まった。これをわれわれは大へんよいことと考えている。現在進行しているすべてのストライキは、労働者の集会、要求やスローガンの討論、ときには労働者の直接の管理下におかれたストライキ委員会の選挙によって開始された。言いかえれば、労働者自身にたいして行動や決定の責任を負う、運動の指導部が設置されていたのである。これは労働者階級の闘争のとりうる最良の形態である。これはつねに有益であったが、現在の状況のもとでもっと大きな理由から有益である。つまりこれらこそ、われわれの偉大な力なのである。たしかに、一部のものは、『総同盟は大衆から浮いている』、『総同盟が指導的立場にたつことができないまま、いっさいは下部から出発している』といって、世論をあやつっている。かれらはわれわれの組織の性格についてぜんぜん知っておらず、総同盟のとっている方針も知らず、とりわけ、あやまって、総同

盟の活動家の能力をいちじるしく過少評価している。われわれは彼らが、産業別連合や県連合や「組合」、分会のなかで、総同盟が勧告している路線にそって、こうした情勢のもとで偉大な責任感とイニシアチヴを発揮していることを知っている。だからわれわれは、運動を発展するがままに発展させ、これを労働者自身の管理と監視のもとにおかなければならないと考えている。」

こうした総同盟の組織の民主的運営方法を知らず、またその意義を評価できないならば、六八年の闘争におけるグルネル会談のすぐあとの総同盟指導部の行動も、とうてい理解することはできないだろう。

六八年のゼネスト闘争で窮地におこまれた政府は、五月二五・二七日グルネルに労働組合と経営者団体の代表をまねいて、政府と経営者側の譲歩の諸条件をしめた。だが労働総同盟の中央は、組合中央だけの判断にもとづいてこれをのむことはもちろん、拒否することもしなかった。彼らは、政府がしめた条件を、ただちに職場にもち帰り、これにたいする賛否を大衆自身の判断にゆだねた。そして大衆は自らの判断でこれを不足だとし、闘争継続を決定して、一層の闘争エネルギーをその後のたたかいにおいてしめたのである。

組合運動についての根本的理解を欠き、フランスの商業新聞の総同盟非難とこれを口うつしに伝えたわが国商業新聞の「特派員」報道をそっくりそのまま信じこんだ一部の「評論家」は、グルネル会談から「喜色満面で帰ってきた」総同盟指導者が、「現場労働者の大集会で『ノン・ノン』を浴びせられることになった」と、見てきたような嘘を書いている。これはフランス労働組合運動について無知をみずから暴露したものであろう。政府と経営者側がしめた条件を大衆討議にかけ、それへの賛否を大衆自身に決定させることこそ、大衆の自発的な闘争エネルギーを最大限にひきだし、闘争をいっそう発展させるための、労働総同盟の伝統的なやり方だったのである。

だが、こうした総同盟のやり方のもつ積極的意義は、たたかっている労働者なら誰でもすぐ理解できることであ

ろう。この二、三年らい、組合の民主的運営の意義は、わが国の労働組合の中でもいくらか理解されるようになり、春闘の妥結のさいには、かならず組合大会をひらいて、そこで企業側の提示した条件をしめし、その大衆的討論にもとづいて賛否をきめるという指導が、一部の総評系組合でおこなわれるようになっていゝる。グルネル会談直後ににおけるフランス労働総同盟指導部の行動は、こうしていまようやくわが国の総評系組合が実行をめざしはじめた方法を、典型的にしめたものにほかならなかつたといえる。

Ⅵ 職場を基礎にした統一行動——統一行動委員会

今日のフランスの労働組合運動、とりわけ労働総同盟の運動をみた場合に、その民主的組織運営の方法とならんと同じく目にふれずにいないのは、闘争をくむ場合にならず設置される統一行動委員会である。それは統一行動委員会、統一ストライキ委員会、統一ストライキ指導部など、さまざまの名で呼ばれるが、六八年五、六月の闘争でも、いたるところの企業、職場にこうしたものが設置され、闘争推進の主体となつたことは、本文の読者はすぐ気付かれることであらう。

ところでこのことから、五、六月の闘争を推進したのは「既成組合ではなく、各企業、各工場の下部に設けられた『組合間下部委員会』であつた」として、総同盟の中央と企業・職場の統一行動委員とを対立させ、この闘争で既成組合は指導能力をまったくうしなつていた、とする見方もでてくる（たとえば、『世界』六八年八月号の西川潤氏の論文）。だがこれも、グルネル直後に総同盟中央がとつた行動についての誤つた見解と同じく、フランス労働組合運動に

ついでに無知をさらけだしたものだといふほかない。職場と企業にこうした統一行動委員会を設置して、闘争にできるかぎり多数の労働者を結集し、要求の貫徹をはかるとともに、こうした統一行動の積み重ねをつうじて組織統一の目標を追求するということは、一九四七年の組織分裂いらいフランス労働総同盟が一貫して追求してきた方針である。そのどの大会、どの中央委員会の議事録をみても、この問題がとりあげられなかったことはなく、それはつねに組織活動上の最重要の課題として、しつように、くり返し取りあげられてきた。そしてこの問題がこのように重視されてきた理由は、次の点にあった。

労働総同盟は、まだ第二次大戦がつづいていた時期の一九四四年に、共産党系、社会党系を問わず、政党支持自由の広はんな統一組織として、再建された。キリスト教労連こそ統一をこばみ、別組織を維持していたが、フランスの労働者の大多数は戦後総同盟の傘下にはいり、加盟組合員数は四五〇万から五〇〇万におよんだ。それは文字どおりフランス労働組合の統一組織であった。しかしこうした組織の存在は、アメリカのヨーロッパ支配とフランス独占資本の再建にとつての障害であった。アメリカのAFLからアーヴィング・ブラウンをはじめとする分裂工員が多数おくりこまれ、アメリカ政府は、マーシャル援助をテコにして、フランス政府にたいし組合分裂推進の圧力をかけた。その結果、一九四七年総同盟から「労働者の力」派が分裂した。

「労働者の力」派につきしたがって総同盟をぬけた組合員の数は、それほど多くはなかった。しかし分裂が運動にあたえた打撃はそれ以上に大きかった。職場で総同盟の組織と「労働者の力」派の組織が対立するようになると、多くの労働者が、組合運動そのものに失望して、組織をはなれた。こうして、組織労働者の数がへり、組合無所属の労働者の数がいちじるしくふえた。終戦直後に総同盟だけでも加盟組合員数が四五〇万から五〇〇万に達したのに、それから二〇年余たった六八年初頭に、賃金労働者の数はその間にいちじるしく増大しているにもかかわらず、

組合員数が総同盟二〇〇万、民主労働者連合一〇〇万、「労働者の力」一〇〇万、キリスト教労連一二万にすぎないという状況が、こうして生まれたのである。

このようにしてできた、独占資本に有利で労働者階級に不利な状況を克服し、労働者階級の統一を推進するために、労働総同盟は、四七年に組織分裂がおこるとただちに、職場に統一行動委員会をつくるためにねばり強く活動する方針をうちだした。同じ職場に、総同盟の組合員もいれば、キリスト教労連や「労働者の力」の組合員もあり、また多数の無所属労働者もいるという状況のもとでは、総同盟の組織のなかで組合民主主義を強めるだけでは、資本にたいしてたかかう力を發揮できない。たとえば、賃上げを要求してストライキをすることをきめても、他の組合の組合員が職場にとどまっているなら、ストの効果はいちじるしく減殺されてしまう。総同盟系組合と「労働者の力」派の組合が同時にストに入っても、闘争の途中で「労働者の力」派が職場復帰をきめれば、闘争は混乱し、ときには二つの組合員の感情的対立からなぐり合いまではじまって、資本の側の思うつぼにはまってしまう。

そこで、総同盟は、対立が極端にすすんだ職場で他の組合との統一行動をうちたてるために、総同盟の組合員にたいして、「他の組合員のところへいって統一のために話しあえ。こちらが握手をもとめて差し出した手に、相手がつばをはきかけたなら、つばをぬぐって、その手をもう一度差し出せ」といった、きびしい指示さえ出したこともある。

統一のためのこうした苦しいたたかいは、しかしその後しだいに成果をあげた。ドゴール政権下で、総同盟と他の組合との統一行動が県連段階や産業別全国組合の段階からすすみはじめて、ついに民主労働者連合とのあいだでは中央段階にまでそれが発展したことについては、すでにのべたところであるが、こうした組合上部における統一行動の発展をささえていたものこそ、総同盟がつねにその実現に努力してきた、統一行動委員会、統一ストライキ

委員会などの形態をとる、下部の職場・企業段階における統一行動だったのである。

こうした委員会は、通常総同盟系をはじめとするさまざまな系統の組合のそれぞれの代表と、無所属労働者の代表とによって構成されている。委員会は、問題あるごとに、あるいは個々の闘争に応じて随時つくられ、闘争が終わると解散されるものもある。しかし、職場労働者が統一行動の経験をつみ重ね、団結の意識をつよめているところでは、統一行動委員会は常設的なものとなり、いくつかの組合支部が事実上合同してしまっている例もみられる。

フランスの六〇年五月六月の大ゼネスト闘争を真にささえたものは、この職場における統一行動委員会であった。このことは、現場で労働者が真に団結をため、かつ自発的にたたかうための組織をもっている場合にのみ、反動勢力の支配をゆるがすような闘争が可能であることをしめしている。この事実が、一九七〇年の闘争を目前にひかえたわが国労働組合員にとって、大きな教訓とされてよいだろう。もちろん、フランスの労働組合とわが国の労働組合とは、組織形態に大きな違いがあるので、フランスのやり方をわが国でそのままねるわけにはいかないし、その必要もない。同じ職場に複数の組合組織があるという例は、わが国では少なく、多くの場合、ただ一つの組合組織があるだけである。

しかし、わが国の組合の中に団結の意識にめざめていない組合員を多数のこし、形のうえで執行部が選出され活動をすすめていても、職場にいくと組合組織が存在しないといった組合がいくつもある。フランス労働者がしめた手本をわが国で実行するとすれば、それは、まず第一に、職場のまじめな活動家がさまざまな思想をもつ職場労働者のあいだで、具体的要求を中心に統一闘争をつみかさね、そうすることによって真にたたかうことができる職場組織をつくりあげることであろう。そしてつぎに、組合上部機関は、職場労働者の自発性をおさえることなく、それを最大限に発揮させつつ、こうした職場組織を強めてゆくために、その指導力を発揮しなければならないのである。

Ⅶ 極左冒険主義の危険

六八年五、六月のフランス労働者の闘争がわが国労働者のたたかいにのこした積極的な教訓は以上にとどまらないだろう。だが、あとは、これから本文を読み、検討される読者の皆さんに自由にくみとっていただくとして、つきに、このたたかいがのこした、これだけは放置してはならないという、否定的教訓にふれておきたいと思う。

六八年の闘争の経過の中で、学生の一部に足がかりをもつ極左分子の行動が目立ち、これがまた、マンデス＝ランスに代表される社会民主主義者の一部勢力や民主労働者連合の一部指導者などに影響を与えたことは、よく知られている。極左分子は、無政府主義的なえせ革命論をふりまわし、いたるところで挑発的な行動をとり、警官との暴力的衝突をくりかえした。彼らは、革命情勢の中で共産党と労働総同盟は労働者の闘争に追隨しながら、労働者が革命的行動にたちあがるのをおさえ、革命を裏切っている、既成政党や既成組合組織は、もはや労働運動と革命を指導する能力をもっていない、といってこれらに攻撃を集中した。そして五月末、国会が解散になり、総選挙が実施されることになると、選挙をボイコットし、無期限にゼネストをつづけることを労働者によびかけた。

しかし六八年のフランスには、革命情勢といわれるものは存在しなかった。ドゴールは反動軍部をたよりにし、国会解散にさいしても、あらかじめその支持をとりつけて、闘争中の労働者にたいして非常権限の行使、武力弾圧のおどしをかけていたが、フランス軍の兵士のなかに労働者の闘争に影響されて動揺がおこる気配は、まだあらわれていなかった。

また当時の商業新聞の報道から、学生運動の状況についてしばしば誤った印象がつくりだされているので、次のことを指摘しておくことが必要であろう。大学の民主的改革を要求してたちあがった学生たちのうち、極左主義分子につきしたがったものは少数で、大部分の学生は彼らとは別に大学の内外で、民主的な教員と統一して、大学改革のための具体的方針を討議していた。ただ商業新聞だけが、まるでそれが学生運動の全部であり、彼らの運動を代表するものであるかのように、極左分子の言動を大々的に報道していたにすぎないことは、わが国でみられるのとそっくり同じであった。

革命情勢は、のぼせあがった極左分子の頭の中にしかなかった。もし彼らの言うとおり、労働者大衆がああ時点まで革命をめざして蜂起するような状態にあり、共産党や労働総同盟など、既成の政党や組合組織がこれをおさえたのだとすれば、極左分子に同調したフランス政界の「大物」マンデス＝フランスが、その後の選挙であのようにはじめな落選をとげるはずはなかったであろう。だが、極左分子は、労働者階級の運動と学生運動のことのほか大規模な発展にすっかりのぼせあがり、兎戯にもひどい空論をふりまわし、暴力的行動にはしることによって、六八年の情勢の中で一定の役割を果たした。彼らの果たした役割は次の点にあった。六八年のフランスでは、かつて独占資本が労働運動分裂の目的に利用していた労資協調主義は、しだいにその役割を果たしえなくなっていた。共産党と民主・社会主義左翼連合のあいだには政策協定ができていた。フランス労働総同盟と民主労働者連合のあいだには統一行動協定が成立し、また企業段階、県段階では、総同盟は民主労働者連合ばかりではなく、「労働者の力」派とのあいだにも多数の統一行動協定をつくりあげていた。そこでこうした状況のもとで反動支配層は極左分子にあらたな役割をふりあてた。それは、共産党よりも「左翼的」にみえる言辞をふりまわしながら、反共攻撃をおこない、労資協調主義を克服しつつ統一に向いつつある労働組合戦線に混乱をもちこむとともに、極左的、暴力

的行動によって反ドゴールの闘争から人民をきりはなし、労働者階級の闘争を孤立化させ、こうしてドゴールと独占資本を窮地からすくい出すという役割であった。

極左分子は、ストライキをやっている工場におしかけたり、あるいは労働者のデモに合流することによって、労働者の闘争をかれらの路線にひきづりこもうと、幾回もくだてた。しかし、たたかいの経験をもつ労働者たち、組合のもとで規律ある組織的行動をつみかさねてきた労働者たちは、かれらをよせつけず、組合の路線にしたがつて最後まで整然と闘争をつづけることによって、さきにみたような多大の成果を獲得した。しかも極左分子の悪口雑言、非難攻撃にもかかわらず、総同盟にたいする労働者の信頼はつよまった。闘争中組合事務所には、無所属労働者から、「どうすれば総同盟に加盟できるのか」を問いわせる電話が、ひっきりなしにかかり、事務局員は応待にいとまがなかった。そして闘争をおわたしたときには、総同盟全体で新たに「組合」(サンジカ)が五〇〇〇つくられており、闘争中の新規加盟組合員は四〇万人に達した。しかし、少なくとも、六月に実施された総選挙の結果にみるかぎり、極左分子が果たした役割は、ドゴールの期待に十分にそうものであった。労働者階級の基幹部隊は、極左分子の言動にすこしもまどわされなかったが、中間層は、これとドゴールの反共攻撃に大きく左右された。極左分子の言動に不安を感じ動揺した中間層を、ドゴールの反共演説がとらえたのである。

これより先、ドゴールが政権掌握直後におこなった選挙法改悪によって、一九五八年には共産党と社会党の議会勢力はいちじるしく後退させられたが、そのご、とりわけ六二年に共社両党が反ドゴールの選挙協定を結ぶようになつていらい、共産党、社会党ならびに、そのご社会党をふくめて組織された左翼連合の合計得票率はのびつづけ、六七年の総選挙では、共産党の得票率は二二・四六％に達し、当選議員数は共産党七三、左翼連合一一六で、ドゴール派はかろうじて過半数を確保できたにとどまるという状態であった。ねばりづよい組織的なたたかいによって、

ドゴールは一步一步追いつめられていた。だがこのような長期にわたるたたかいの成果も、破壊することは容易であった。六八年のこのゼネストの直後におこなわれた選挙で、ドゴール派は大進出をとげ、左翼連合と共産党は後退させられることとなったのである。

六八年五～六月のフランスにおける闘争は、極左分子の活動を放置するかぎり、労働者階級と人民の闘争は混乱させられ、成果にきずをつけられ、運動の前進をはばまれることを明らかにした。では、こうした分子の策動はどうすれば防止できるのだろうか。これは、一九七〇年の闘争を目前にひかえるわが国の労働者階級運動にとっても、重大な問題である。

レーニンは、労働運動の中にさまざまな見解があらわれる理由の一つに、労働者の新しい層があらたに運動の中にひきこまれてくることをあげ、そうしたときに、古くさくなつた理論や戦術がむしかえされてくるものであることを指摘している。わが国と同じようにフランスでも、この一〇年間における独占の強化の過程で、農民と都市中間層の分解がいちじるしく進み、労働運動や社会運動の中に、これまでそうした経験をもたない層、小ブル的急進主義にとらわれやすい層が広はんにひきいれられている。そこから、学生運動やこれに同情をもつ小ブル的知識人のあいだに、あるていど無政府主義的・トロツキスト的傾向がでてくる地盤は存在するものと考えられる。その事実を否定することはできない。

こうしてでてくる極左主義と極左分子の活動を封じ、その影響力を最小限にとどめるためには、まず第一に、「それもまた主観的には反動政府に反対する行動をとっているのだから」、などといってこれを甘やかし、事実上その策動をゆるし支援するようなことがあってはならない。その客観的役割を正しくみぬき、労働運動、民主的運動の側がこれに対して断固たる態度をとることが必要であらう。

第二に必要なのは、労働運動における階級的・理論的強化である。この点で、もともとアナルコ・サンジカリズム的傾向が強かった民主労働者連合の指導者の一部や、全国教員組合の指導部に、極左主義の影響があらわれたことは示唆的であった。

そして第三の、もっとも重要な点は、労働者階級勢力と民主勢力の強固な統一戦線を結成し、こうした一部の極左分子を孤立させることである。フランス労働総同盟は、ドゴールを打倒するために、またドゴール政府打倒後の確固たる見透しを労働者にあたえるために、この五・六月の闘争中に、共産党、民主・社会主義左翼連合や、民主労働者連合、「労働者の力」派、その他の全国組合組織にたいして、統一戦線を結成するよう、またドゴール政権打倒後にそれにとって代わるべき民主連合政権の綱領を作成するための話し合いをおこなうよう呼びかけた。共産党はこれに全面的に同意し、左翼連合は話し合いをすすめることを承諾したが、しかしついに統一戦線は結成されないままにおわった。

総同盟の追求した道が、具体化されていたならば、極左分子の策動は封ぜられ、フランス労働者と人民は、より大きな勝利を六八年の闘争で獲得していたにちがいない。

VIII 政治闘争と経済闘争の結合

最後に、政治闘争と経済闘争の結合の問題にふれつつ、六八年五・六月のゼネスト闘争の経過の概要をのべて、この解説的序文のむすびとしよう。

一言でいうならば、このゼネスト闘争は、政治闘争と経済闘争を結合してたたかうことによって労働者が大きな成果を獲得した、典型的な例の一つに数えられることができる。なるほど、フランス労働者階級はドゴール政権打倒には成功しなかった。しかし、彼らは、ドゴールの国民投票実施の企図を粉碎し、国会解散に追いこみ、こうしてドゴール個人権力体制の足もとをゆるがすことによって、独占資本に譲歩をさせ、経済要求を大幅にちかづけたのである。それはちょうど、わが国の労働者階級が、一九六〇年に安保改定反対の大統一闘争を展開したときに、いくぶん似かよっている。労働者階級は、岸内閣を退陣に追いこみながらも、安保改定を阻止できず、自民党内閣の存続をゆるしてしまった。しかし六〇年の夏季一時金闘争いらい、六一年の春闘まで、労働者は経済要求にかなしては画期的な成果をかちとり、大幅賃上げへの自信と意欲をたかめ、また統一闘争の力についての確信をつよめたのであった。

ではフランスの労働者と労働組合は、経済闘争と政治闘争をどのように結合してたたかったのだろうか。この点についてたちいるまえに、労働総同盟の政治闘争にたいする一般的態度について、まずのべておく必要がある。

政治闘争とフランス労働総同盟 フランス労働総同盟は、いつも政党と労働組合の区別を明確にするとともに、労働者階級運動における両者のそれぞれの役割とその相互関係について、一貫した態度をしめしてきた。

労働者政党も労働組合も、ともに資本主義制度の矛盾から生まれたもので、労働者階級の当面の要求のためにたたかうと同時に、究極的には資本主義の搾取制度そのものを撤廃することをめざしてたたかっている。しかし両者ともに自主的組織であり、しかも組合は、前衛組織である党とはちがって、政治信条のいかんを問わず、直接的要求の一致をもとに労働者を結集した、大衆組織である。したがって、それは、つねに、具体的、直接的要求から出発して、労働者のたたかいを組織する。また組合が政党に従属するというようなことはゆるされないとともに、

両者を混同することもゆるされない。組合では組合員の政治信条や政党支持の自由が保障されることはもちろん、組合員や幹部が国会や地方自治体の選挙に立候補する場合にも、これに総同盟の名をつかうことをゆるさない。

こうして総同盟は組合を政党から厳密に区別するのであるが、しかし、このことは、総同盟がその闘争を経済闘争に限定しているということではすこしもない。労資協調的な組合指導者は、政党と組合を区別する必要があるという主張から、ただちに、組合が政治闘争に関係してはならないという結論をひきだすのであるが、フランス総同盟はそうは考えない。しかも、現在のように、独占資本とその利益を代表する政府が、労働者の生活と権利に攻撃をくわえ、平和や民主主義や民族独立をふみにじる政策をおこなっている場合には、そして、国家が独占資本に従属して、国家独占資本主義体制がつよめられている場合には、組合はなおさらのこと、そのたたかいを経済要求の分野に限っているわけにはいかない。平和、独立、民主主義のための政治的なたたかいをくまざるをえないし、また経済要求をかちとるためにも、反政府闘争をたたかわざるをえない。ただ組合が政党とちがうのは、これをたたかうさいに、労働組合はつねに組合員の一致できる直接的、具体的要求から出発するということである。

また経済要求のためにたたかう場合にも、組合は「階級闘争の複雑さと、その多面的な様相をとらえて……同時に民主的な自由と平和をまもる大きな行動をおこなうようにしなければならない」。そして、具体的、直接的な経済要求と政治的要求にもとづいてたたかいて組織しながら、両者を行動の中で結合してゆくにはかる。また、労働者階級の統一を実現するためにたたかうとともに、「国の全般的政策に重大な変化をもたらす」目的で、「人民の進歩勢力、左翼勢力を結集するために積極的に活動する」(フランス労働総同盟「行動綱領」)。

以上が、経済闘争と政治闘争、ならびにその両者の結合の問題にたいする、総同盟の一貫した態度であった。経済闘争と政治闘争の結合　こうした態度にもとづいて、総同盟がこの一〇年間にいかにたたかいつづけ、経

済闘争と政治闘争を結合させてきたかは、Ⅱ「労働者の闘争経験の蓄積と統一行動の発展」にのべた、この期間のたたかひの経過をおもいおこしていただけば納得されるであろう。一九五八年ドゴール政権の成立にあたっては、これが戦後のフランスの民主的政治制度を否定するものであることから、総同盟はこれにたいして反対闘争を組織した。そのごアルジェリアの停戦とその独立承認を求めるたたかひ、OASの暴虐に抗議するたたかひ、ドゴールのさまざまな政令や組合の権利にたいする攻撃にたいしての闘争——こうしたたたかひは、すべて労働者の経済要求と結合してすすめられてきた。一九六七年八月の社会保障改悪の政令いで、労働組合のたたかひはいちだんとドゴール政権反対の政治闘争の色彩をつよめ、さまざまな全国労働組合中央組織とのあいだのこの面での統一行動も、あらたな発展をみた。六八年一〇月に政令反対闘争週間が総同盟と民主労働者連合の協力で組織され、一二月にゼネストがおこなわれたときに、労資協調主義的な「労働者の力」派の中央が、これを政治ゼネストだと非難したのと、それにもかかわらず、「労働者の力」派の下部組織は労働者にたいしてゼネストへの参加要請をおこない、この組合の組合員が多数たたかひに加わったことなどは、このことを明瞭に示めていた。

そして、学生運動の一部に果敢う極左分子が、ちょうどこの一〇月から蠢動を開始して、六八年五月にナンテール大学で教授室占拠の挑発的戦術をとり、五月以降その行動を開始していることも、ここであらためて注目しておく必要があるだろう。極左分子の活動は、こうして労働組合運動における統一行動が新段階を画し、そのもとで経済闘争と政治闘争がいつそう緊密に結合される方向をとったときに、開始され、そして、六八年五～六月段階にむかって労働者の闘争がますますこの傾向をつよめつつ前進していくと、これと歩調をあわせてその挑発活動がつよめられたのである。

六八年五～六月の経過と政治闘争

六八年五～六月の大ゼネスト闘争は、以上のようなたたかひの発展のうえ

に、しかも大学の民主的改革を要求する学生運動を政府が弾圧したのにたいして、組合が抗議行動をおこしたのをきっかけにして開始されたのである。この闘争がはじめてからたんなる経済闘争ではなく、政治闘争の性格をつよくもっていたことは明らかであろう。

だが、そうとはいえず、この闘争の最初から総同盟がドゴール政権打倒のスローガンをおもてにかかげていたわけではない。全体として政治的性格をもったこのゼネスト闘争は、次にのべるような四つの段階を経過しており、その高揚の中で、はじめて政権打倒、政治変革のスローガンが明確にかかげられていることが注目される。

五、六月の闘争は次のような経過をたどった。

五月一日のメーデー・デモはこの一四年らい最大といわれ、ドゴール政権下でつもりつもった労働者の不満がどれほどのものであるかをしめしていたが、他方、パリ郊外のナンテールの学部で五月二日に一部学生が校舎を占拠したことはじまる学生の闘争は、ソルボンヌの学部へと拡大した。当局は学園に警官隊をひきいれてこれに弾圧をくわえ、大学を閉鎖した。メーデーらしい経済要求をかかげて闘争にたちあがりつつあった労働者のあいだに、この暴力的弾圧にたいする抗議運動が拡大し、五月一日にはフランス労働総同盟のイニシアチブのもとに、すべての主要労働組合が参加する抗議の統一行動がおこなわれた。この圧力のまえに、政府は、逮捕した学生の釈放を約束するなど一連の譲歩をおこなった。労働者大衆はこの統一行動の成功によって、要求闘争への確信をつよめ、闘争は、その後、第二段階にはいった。

五月一日以降工場占拠をともなう労働者のストライキ闘争は全産業に拡大し、ゼネストに発展した。総同盟指導部は、この段階では下部組合員の自発性に依拠しながら、闘争をよりあげることに全力をあげるとともに、闘争をできるだけ広はん統一闘争にひろげることを考慮して、経済要求を全面におしだしていった。それと同時に他

方で、労働者に展望をあたえ、たたかに確信をもたせ、労働者と学生の要求獲得闘争をドゴール政府打倒のたたかに発展させるために、この段階ですでに共産党や民主・社会主義左翼連合とのあいだに協議をすすめ、全左翼勢力を共同の政治綱領の下に結集するための努力を開始していた。

しかし五月二二日議会では、共産党と左翼連合の共同提案になるポンピドー内閣問責動議は、過半数に一票不足で否決されてしまい、闘争はこの第三段階にはいる。

問責動議が否決されたのち、ゼネストはひきつづき強化され、この圧力で政府は五月二五・二七日、労働組合、経営者団体の代表と労働者の要求について会談せざるをえなくなった。このいわゆる「グルネル会談」で政府と経営者団体は一定の譲歩をしめした。総同盟はこの会談で政府と経営者側がしめした案をもちかえって労働者にしめし、その職場討議にゆだね、こうして、職場大衆自身がすんでこれに不満の意を表明するのをみきわめたうえで、またこの討議をつうじて職場大衆に闘争のいっそうの発展を決議させたいと、はじめて政府打倒のスローガンをはっきりとかかげた。すなわち総同盟は、「労働者の諸要求を獲得するために、また社会進歩と民主主義をめざす政治的変革をおしすすめるために」五月二九日を期して大デモを敢行することを、全労働者と労働組合にたいしてよびかけた。さらに、このデモの成功によって政治変革をめざす労働者の決意をたしかめたうえで、翌五月三〇日、総同盟は共産党と左翼連合にたいして、情勢検討のための会談を要求して、労働組合と左翼諸政党の反ドゴールの統一戦線を結成するための努力を重ねたのである。

五月三〇日総同盟がだした声明はこうのべている。

「五月二九日、労働者たちは、街頭や占拠中の工場で、要求を全面的に獲得しようという断固たる意志をしめした。……また労働者たちは、組合統一の意志と政策の根本的転換をもとめる心底からの願いを、みごとに確

証した。こうした情勢のもとで総同盟は、こうした労働者の願望にこたえるために必要ないっさいのイニシアチブをとるものである。総同盟は、すべての労働組合組織の共同戦線を実現し、労働者の支持する民主的対案を促進するために、あらゆる努力を惜しまない。総同盟はフランス共産党と民主社会主義左翼連合にたいして、情勢を検討し、現在労働組合組織と左翼諸政党がとるべき責任について考慮するために、それぞれ会談をおこなうよう申し入れることも決定した。」

こうして五月二九日らしい総同盟が政府打倒を行動のスローガンにかかげた時期から、たたかいは第四の段階にいった。窺地に追いかまれたドゴールは、私邸にいったんひきこもったのち、軍首脳と打合せその支持をとりつけると、五月三〇日テレビとラジオをつうじて反共主義をあいり、スト労働者にたいしては非常権限の行使を示唆するとともに、ついに国会を解散した。こうして総選挙がおこなわれることになった。

だが総同盟の、あらゆる民主勢力の結集の努力——反ドゴールの民主連合戦線結成の努力は、けっして十分な成果をあげることができなかった。

左翼連合の内部にはまだ反共主義がつよくのこっており、その指導者ミッテルランは共産党を除外して、マンデス・フランクスとのあいだに左翼中道主義の連合をつくりあげようと策動していた。こうした状況であったから、六月一日、ようやく共産党と左翼連合とのあいだに統一選挙協定が結ばれたものの、共産党側の強いよびかけにもかかわらず、選挙での勝利ののちにつくるべき民主連合政府の政策綱領については、合意は達せられなかった。

他方極左分子は、すでに蜂起が日程にのぼっているかのように、この選挙のボイコットを呼びかけた。だが、このときのフランスが革命情勢になかったことはすでにのべたとおりである。

そこで総同盟は、労働者の要求闘争をおしすすめつつ、その基礎のうえにたって選挙闘争をすすめるようにした。

労働者は選挙で政治変革のみとおしがひらかれたあと、経済要求の貫徹のためにストをつづけ、その圧力のもとでグルネル協定案を上まわる成果を勝ちとったのち、しだいにスト終結に向ったが、いわば撤収作戦にあたる、闘争指導上もとても困難なこの段階で、総同盟の指導力が大いに発揮された。というのは、一つには、要求を勝ちとった産業、企業から順に労働者は職場に復帰していったが、金属部門、とりわけ自動車など一部の産業では、警官隊や保安隊の介入を背景にして経営者が頑強に抵抗し、解決がおくらされたばかりでなく、政府・独占資本の側の攻撃はこれらのとりのこされた部門の労働者に集中する気配がみえてきたからである。

第二には、ドゴールの反共演説にそそのかされて右翼勢力の動きが活発化してきたし、さらに、各自が直接参加している闘争の個々の局面にとらわれがちの一部の労働者や、はげしい闘争をこれまでに経験したことのない大学教員や学生などにあらわれがちの、一揆主義的気分を背景にして、極左分子の挑発と分裂策動がくりかえされたからである。

総同盟指導部は、ストライキ闘争の全般的状況を把握しつつ、挑発をしりぞけ、孤立させられるおそれのある一定部門の労働者への連帯活動を組織し、あるいは弾圧に抗議するゼネストを組織しながら、ゼネスト闘争を成功裡に終結していった。

選挙の結果の意味するもの

六月二二日と三〇日、ストライキ闘争がほぼ終了した時点で、総選挙がおこなわれた。だが、たとえ個々の労働者がいかにはげしくたたかい、その行動が反政府的性格をもっていたとしても、そしてまたいくつかの労働組合が統一行動をすすめていたとしても、それだけでは、国の政治を労働者にとって有利な方向に変えることができないことを、選挙結果ははっきりと示めた。

総同盟は、政治闘争と経済闘争を結合してたたかい、総選挙をむかえるにあたっては、民主連合戦線結成のため

に努力した。だが労働組合戦線における統一行動の発展が十全でなかったこと、そのことと関連してとくに左翼連合の中に動揺がたえず、このため総同盟の努力は十分にみのらず、ついに民主連合戦線が実現されなかったことは、選挙戦において民主勢力側を決定的に不利にした。

ドゴールは、サラン將軍、ビドー元首相など、アルジェリア反乱を指導したりこれに加担した極右の「大物」に特赦をあたえ、こうして極右勢力の支持をとりつけることによって、その地盤を拡大していた。しかも、彼は工場占拠中の労働者にたいして暴力的弾圧をすすめながら、極左分子の挑発行動とその反共宣伝を利用しつつ、共産党にまとをしぼって宣伝攻撃をかけた。それは、もとより労働者階級の闘争から中間層をきりはなすことをねらうものであったが、民主的諸勢力が民主連合戦線に結集し、勝利の暁につくるべき新しい政府についての構想を明確にしめしていないという状況のもとでは、ドゴールのねらいは大きな成果をあげた。スト労働者や共産党、労働総同盟などは、中間層の目には極左分子の挑発行動のイメージとおりかさなっており、社会を混乱にみちびくもの、秩序の破壊者、フランス経済を崩壊させるもの、とうつり、それだけドゴールに「秩序のまもり手」、「フランスの栄光にない手」としてのイメージをとりもどさせることとなった。

今後のたたかひの展望 周知のようにこの選挙でドゴール派は九六六万票（四三・六五％）を獲得して議員数でも大進出をとげ、共産党と左翼連合は後退した。共産党の得票率は前回の二二・四％にくらべて二・四二％の低下にとどまり、この党はいぜん強力な地位をたもっているとはいえず、ドゴール派の、そしてフランス独占資本の政治的立場が強化されたことは否定できない。

ではこうした新しい情勢のもとで、こんごフランス労働者のたたかひはどのような方向をとるだろうか。六八年五～六月の闘争の経験は、こんごのたたかひにどのようにいかされるであろうか。

五、六月の闘争は、ドゴール政権下におけるフランス労働者の不満がいかに強く、しかも労働者の闘争意欲がいかにたかまわっているかをしめしたが、議会の中でどのように独占資本とドゴールの政治力が強められようとも、労働者にこのような不満をつもらせたフランスの社会的・経済的現実はずこしも変わるものではない。労働者に不満をつのらせる根源の問題が解決されないばかりではない。それどころか独占資本は労働者が五、六月の闘争で獲得した成果をとりもどすために、選挙の結果を利用するだろう。とりわけ、ポンド危機、ドル危機からさらにすすんでフラン危機が表面化するという、現在の資本主義世界経済の危機的諸条件のもとでは、この危機のしわ寄せをすべて労働者におしつけるための政策が、つぎつぎと打ちだされてゆくことになるだろう。

こうしたことになった場合に、六八年五、六月におけるフランス労働者の統一闘争の経験は、かならずいかされることになるだろう。すでにフランス労働者は、階級的立場に立ち、政治闘争と経済闘争を結合して、大統一行動を展開するならば、どのような経済的成果をからとることができるかを、身をもって体験した。

しかし、これから彼らは、経済要求をかちとただで政府そのものを民主的なものに変えることがなければ、そうした成果さえたちまちとりもどされてしまうことを、いやというほど体験しないわけにはいかない。したがって、彼らはかならず、近い将来、六八年五、六月に総同盟が努力して果たせなかった目標を実現するための行動をつよめるだろう。

事実、フランス総同盟はすでにそのための努力を、総選挙の直後から開始している。六八年七月三日にひらかれた総同盟執行委員会は、決議の中でこうのべている。

「労働総同盟は、左翼勢力と労働組合中央組織の必要な結集、および労働者階級と国のための恒久的変革への展望をきりひらきうる共同綱領の立案のため、たゆまず活動しつづけていく。」